

健康保険証は、令和6年12月2日に廃止されます

医療機関等の
受診は

マイナ保険証 をご利用ください!

※マイナ保険証とは健康保険証の利用登録が完了している
マイナンバーカードのことです

国の法改正により、令和6年12月2日以降、従来の保険証の発行はできなくなり、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行することになりました。マイナンバーカードを取得していない人、健康保険証の利用登録がお済みでない人は、お早めに申請・登録を行ってください。



●保険証廃止後の受診方法について

マイナ保険証を持っている人

〈マイナ保険証〉



医療機関等の窓口にあるカードリーダーで受付します
加入する保険が変更になっても継続して使用できます



**安心！便利！
使ってみよう！
マイナ保険証！**

※マイナ保険証未対応の医療機関を受診する場合
マイナ保険証と後日交付される「資格情報のお知らせ」またはマイナポータルの「医療保険の資格情報」画面を窓口に表示して受診します

マイナ保険証を持っていない人

●〈保険証〉

保険証に記載された有効期限まで使用します
※有効期限のない保険証は令和7年12月1日まで使用できます

●〈資格確認書〉



〔国保〕
カードサイズ



〔後期高齢〕
はがきサイズ

※資格確認書のサイズ等は保険者ごとに異なります
保険証の有効期限が切れる前に交付されます
(申請不要)
保険証と同じ様に医療機関等の窓口で提示します

●後期高齢者への配慮措置について（暫定的な取扱い）

後期高齢者医療保険に加入している人には、マイナ保険証を持っている人も含めてすべての人に「資格確認書」を申請なしで交付することになりました。

交付の時期は、現在のお手元にある保険証の有効期限の切れる前の令和7年7月を予定しています。令和7年8月以降の取扱いは未定です。



●Q & A

Q1. 後期高齢者以外でマイナ保険証を持っている人は資格確認書はもらえないのですか？

マイナ保険証を持っている人はマイナ保険証での受診を想定していますが、マイナ保険証での受診が難しい場合があり得るため、ご本人の申請による交付は可能です。本人の申請による交付が想定されるのは以下の場合です。

- ・マイナンバーカードを紛失した場合や、更新が遅れた場合
- ・介助者等の第三者が同行して受診を補助する必要がある場合

Q2. マイナ保険証を持っている人は、手元にある保険証は破棄してもいいですか？

マイナ保険証を持っている人も、マイナ保険証に対応していない医療機関や健診会場で保険証の提示が必要になる場合があるため、有効期限までは捨てずに保管してください。

郡上市国民健康保険・岐阜県後期高齢者医療に加入の人のお問い合わせは 保険年金課 ☎67-1822
上記以外の社会保険（共済組合、国保組合）等に加入の人は各保険者までお問合せください。